

(16) ヤマワ木材株式会社

ア. 事業者の概要とラベリングの実施

(ア) 事業者の概要

ヤマワ木材(株)は昭和48年に宮崎県都城市で創立された製材工場である。資本金は3000万円、従業員26名である。

年間原木消費量は12000m³でスギが大部分である。原木の仕入れ先は都城等近隣の原木市場が中心だが、素材生産業者からも若干仕入れている。製品量は6000m³で、スギの小割製品を専門としており、主製品としてAD垂木(4m×45×45等)、AD胴縁(2m×27×36等)、AD間柱(3m×30×105等)、平割(4m×45×105等)等を製造している。製品の販売先は系列会社の建材センター、近隣の材木問屋、プレカット工場、福岡市内の製品市場、中部圏の材木問屋、製品市場等であり、年間売上高2億3千万円をあげている。

都城地域は九州でも有数の国産材を中心とした木材業の集積地であり、かつては70近くの製材工場が操業していたといわれていたが、近年業界は大きく再編され、実質操業は30工場位に減少してきている。この中で、当社は中規模にランクづけされている。

(イ) ラベリングの実施

①ラベリング製品の内容

今回、ラベリング製品としたのはスギAD小割製品(間柱・垂木・胴縁)で、180梱包(252m³)である。主要出荷先である福岡市の製品市売のA・B・Cの3社、さらに名古屋市の製品市売NN社に出荷流通させた。

②ラベリングの実施

ラベリング製品252m³(間柱50%・垂木25%・胴縁25%)を180梱包に収め、合法木材表示シールを梱包の側面右上端に各1枚ずつ180枚貼付し4箇所の製品市場に出荷している。シール貼付の作業は製材現場の作業員1人で実施し、作業に要した時間は90分位である。

③ラベリング製品の原料調達と合法性の証明

ヤマワ木材(株)の製材用原木はそのほとんどを都城等近隣の原木市場から仕入れている。今回のラベリング製品対象としたものは都城近辺を中心に県内5箇所の原木市場から仕入れている。調達した原木は全て合法木材としているが、通常、請求書への記載等での合法性証明の確認はしていない。合法木材に関して原木置場や製品倉庫での分別管理なども実施されてなく、付随しての文書管理もなされていない。販売先への合法性証明については、取引先からの要求があれば合法木材証明書を作成して出している(資料参照)。

イ. ラベリング製品の販売と合法木材表示の意義

(ア) 販売先の位置づけ

今回、ヤマワ木材(株)のラベリング製品の販売先は製品市売のA・B・C・Dの4社である。A・B・Cの3社は福岡市に、D社は名古屋市に位置している。A社は年間取扱量9千m³(国産材80%、外材20%)で売上高5億円、B社は年間取扱量2万m³(国産材70%、外材30%)で売上高7億円、C社は年間取扱量7万m³(国産材60%、外材40%)で売上高45億円、D社は年間取扱量6万m³(国産材30%、外材70%)で売上高35億円である。このように、福岡市の3社は国産材を主とする取り扱いであり、名古屋市の1社は外材が主体である。

(イ) ラベリング製品の取り扱いと流通

今回のラベリング製品の流通に関して事前に、ヤマワ木材（株）はB・Cの2社には直接会って打ち合わせをし、A・Dの2社には文書・電話での説明をしている。

ラベリング製品の流通は次のように実施されている。スギ AD 小割製品（間柱・垂木・胴縁）180 梱包（252 m³）は梱包の側面右上端部に1枚ずつシールを貼付して出荷された。その中、A社へはスギ AD 間柱・胴縁が26 梱包（38 m³）出荷され、そこから3箇所の木材販売業へシール梱包荷姿のまま販売されている。B社へはスギ AD 間柱・垂木・胴縁が32 梱包（46 m³）出荷され、そこから4箇所の木材販売業へシール梱包荷姿のまま販売されている。C社にはスギ AD 間柱・垂木・胴縁が59 梱包（77 m³）出荷され、そこから6箇所の木材販売業へシール梱包荷姿のまま販売されている。名古屋のD社へはスギ AD 間柱・垂木・胴縁が63 梱包（91 m³）出荷され、そこから4箇所の木材販売業へシール梱包荷姿のまま販売されている。

(ウ) ラベリングへの意見・可能性

ヤマワ木材（株）では、今回のラベリング製品の流通に際し、名古屋のD社から日本には非合法木材は出回っていないはずだと指摘されたことを踏まえ、まだ合法木材への認識が消費者はもちろん木材業界内ですら希薄であり、意識を醸成することが先決ではないかとしている。また、合法木材への法令順守の面では、合法木材として法律的な縛り、例えば建築基準法の仕様規定として1項目入れるなどの措置も必要ではないかと問題提起している。さらに合法木材シールに関して、自社シールとなれば、自社のPR文言も合わせて表示したいと考えている。

A社では今後ラベル表示が行われることは自社の資材調達・供給面で有効であると評価している。同様にB社でも自社の資材調達・供給面で、さらに資材の在庫管理でも目視区分に役立ち、有効であると評価している。また、今後、ラベリングが本格化した時、川上で貼付されたラベルが、加工や開梱等で失われたときにはシール貼付により再表示を行うとしている。

D社では今後、ラベリングが本格化した時、川上で貼付されたラベルが、加工や開梱等で失われたときにはインクジェット方式により再表示を行うとしている。資材の在庫管理に関わっては、今回はヤマワ木材の製品だけの合法木材表示だったので他社との区別仕分けとしては目立たなく、アピール性が弱い。同じ宮崎県内の数社から同様に合法木材シールが貼付されたものが並べられれば業界は興味を示すだろうと助言されている。また、自社の資材調達の面では「木のいえ整備推進事業」など地域材需要拡大と絡んで宮崎の業界連携で取り組みの幅がもっと広がれば、当方としても有効に活用できると示唆されている。

ウ. 合法木材表示の問題点と課題

今回のラベリング実証の取り組みでの問題点・留意点として、次の点があげられている。

一つが、合法木材ラベリング実証で使用したシールのコスト問題である。ヤマワ木材（株）からはシールを作成し貼付するとなれば、その経費は誰が負担するのかと問題提起がなされている。

もう一つが梱包部分へのシール貼付に関わる問題である。S社からは、梱包へのシール貼付は開梱すれば失われるので、ラベリングを本格化する場合は製品ごと1本ずつの貼付となるのではないかと問題提起がなされている。同様に、C社からもシール貼付は製品全体をカバーできない。小割製品等を考えるとインクジェット方式の方が良いのではないかと問題提起がなされている。現にJAS規格商品ではインクジェット方式が多いと示唆されている。

今後の課題として次の点があげられている。C社から合法木材表示を通じる合法木材の啓蒙普及が木

材業界内に留まるのではなく、一般消費者等最終ユーザーへのアピールに繋がる方向をめざすべきであり、そうすれば国産材需要の拡大が見込めるのではないかと、今後の取り組み課題が提起されている。

平成 23 年 月 日

合法木材証明書

御中

事業者の所在地： 宮崎県都城市都北町3533

事業者の名称： ヤマワ木材株式会社

代表者の氏名： 若松 泰裕

団体認定番号： 宮木連 第127号



下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

1 納入日	平成22年11月11日
2 産地	宮崎県
3 加工種	羽目板
4 樹種	オビ杉
5 寸法(mm)	4,000×128×12
6 数量	24束